

週刊 鈴木会計 FAX 通信

鈴木恒夫税理士事務所からのお役立ち情報

〒312-0033 ひたちなか市市毛1253-3
TEL 029-275-4333 FAX 029-275-4500
URL : <http://www.szk-accounting.jp>

発行日 2018年 7月 9日(月)

今週のことば

日本産業規格 (JIS)

JISの対象にデータやサービス等を追加し、名称を日本工業規格から「日本産業規格」に変更する工業標準化法の改正が成立。法律名も「産業標準化法」に改める。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/ 9(月) 赤口

10(火) 先勝	納期の特例の源泉所得税の納期、算定基礎届の提出ほか
11(水) 友引	
12(木) 先負	
13(金) 赤口	旧6月1日、ぼん迎え火、プロ野球オールスター GAME
14(土) 先勝	"
15(日) 友引	ぼん

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
7/ 2(月)	21,812 ▼493	110.73 ▼0.10
3(火)	21,786 ▼ 26	110.98 ▼0.25
4(水)	21,717 ▼ 69	110.47 △0.51
5(木)	21,547 ▼170	110.65 ▼0.18
6(金)	21,788 △241	110.57 △0.08

会社が被災した場合の税務上の取扱い

西日本を中心とした広い範囲で記録的な豪雨となり、各地で甚大な被害が出ています。これにより被災した中小企業対策として、日本公庫等による災害復旧貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証4号などが実施されます。

◆資産が損害を受けた場合などの主な取扱い

◎会社の資産が損害を受けた場合……災害により商品や店舗などが滅失・損壊した場合の損失額や、損壊した資産の取壊し、土砂などを除去するための費用は、損金になります。また、損傷を受けた店舗や機械などの固定資産について、原状回復のために補修などを行った場合も修繕費として損金になります。

◎簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例……

事業者が被災したことにより、消費税の簡易課税制度の適用が必要になった場合、又は適用が不要となった場合には、税務署長の承認を受けることで、その課税期間等について適用を受ける、又はやめることができます。例えば、業務用の資産に相当な損害を受けて、緊急に設備投資を行うため、簡易課税から一般課税へ変更する場合などに適用できます。

◎災害損失欠損金額の取扱い……災害のあった事業年度において災害損失欠損金額がある場合には、その事業年度開始から2年以内に開始した事業年度の法人税額のうち、災害損失欠損金額に対応する金額を還付請求できます。

◎被災した取引先等に対する災害見舞金等……災害見舞金や事業用資産の供与等を行なった場合、交際費等にはならず全額損金になります。また、取引先の復旧支援を目的に売掛金や貸付金等の債権を免除した場合は、免除による損失を損金に算入できます。

■この記事の詳細は、情報BOX 201526

29年度のふるさと納税は3653億円

総務省によると、29年度に行われたふるさと納税は、全地方団体合計で受入件数が約1730万件（前年度比1.4倍）、受入額が約3653億円（同1.3倍）となりました。

このうち、確定申告を行わなくても寄附金控除が受けられるワンストップ特例制度を利用した件数は約376万件で、受入額は約706億円となっています。

なお、総務省は自治体に対して、ふるさと納税の返礼品額を寄付額の3割以下にするよう要請していますが、返礼品の調達に係る費用は全団体合計で約1406億円となり、受入額に占める割合は39%となっています。

新事務年度での税務調査が始まります

明日7月10日は税務署職員の定期人事異動が発令され、平成30事務年度が始まります。

新体制のもとで税務調査が始まります。いつ来られても対応できるように帳簿や領収書・契約書など証拠書類を整理しておきましょう。

税務調査は原則として、電話による事前通知（顧問税理士にも通知されます）がありますので、日時や対象税目・担当部門・調査官名などを聞きます。なお、日時等の都合が悪い場合には、正当な理由があれば変更することも可能です。

詳
細
請
求
手
順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

災害に関する税制上の取り扱いについて（法人関係）

◆災害に関して法人が支出する費用などの主な取扱い

◎災害により減失・損壊した資産等

次のような損失又は費用が生じたときには、その損失又は費用の額は損金の額に算入されます。

* 商品や店舗などの資産が災害により減失又は損壊した場合の損失の額

* 損壊した資産の取壊し又は除去のための費用の額

* 土砂その他の障害物の除去のための費用の額

◎復旧のために支出する費用

法人が、災害により被害を受けた固定資産（以下「被災資産」）について支出する次のような費用に係る資本的支出と修繕費の区分については、次のとおりとなります。

* 被災資産についてその原状を回復するための費用は、修繕費となります。

* 被災資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために支出する費用について、修繕費とする経理をしているときは、この処理が認められます。

* 被災資産について支出する費用（上記に該当するものを除く）の額のうち、資本的支出か修繕費か明らかでないものがある場合、その金額の30%相当額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしているときは、この処理が認められます。

◎従業員等に支給する災害見舞金品

法人が、災害により被害を受けた従業員等又はその親族等に対して一定の基準に従って支給する災害見舞金品は、福利厚生費として損金の額に算入されます。

◎取引先に対する災害見舞金等

法人が、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、取引先の復旧過程においてその取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用資産の供与等のために要した費用は、交際費等に該当しないものとして損金の額に算入されます。

◎取引先に対する売掛金等の免除等

法人が、災害を受けた取引先の復旧過程において、復旧支援を目的として売掛金、貸付金等の債権を免除する場合には、その免除することによる損失は寄附金又は交際費等以外の費用として損金の額に算入されます。また、既契約のリース料、貸付利息、割賦代金の減免を行う場合及び災害発生後の取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様に取り扱われます。

◆災害により被害を受けた場合の特例

◎災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付

災害のあった日から1年以内に終了する事業年度において、災害損失欠損金額※がある場合には、その事業年度開始の日から2年（白色申告の場合は1年）以内に開始した事業年度の法人税額のうち災害損失欠損金額に対応する部分の金額について、還付を請求することができます。

※災害損失欠損金額とは、棚卸資産や固定資産などについて災害のあった日の属する事業年度において災害により生じた損失の額のうち欠損金額に達するまでの金額。

◎災害損失金額がある場合の仮決算の中間申告による所得税額の還付

災害のあった日から6月以内に終了する中間期間において、災害損失金額がある場合には、仮決算の中間申告において、控除しきれなかった所得税額の還付を受けることができます。

◎被災代替資産等の特別償却

特定非常災害として指定された災害について、発生日の翌日以後5年を経過する日までの期間内に、被災代替資産等の取得等をして事業の用に供した場合には、特別償却をすることができます。

◎消費税の簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例

災害等が生じたことにより被害を受けた事業者が、当該被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受けることが必要となった場合、又は受けることの必要がなくなった場合には、税務署長の承認を受けることにより、当該災害等の生じた日の属する課税期間から、簡易課税制度の適用を受けること、又はやめることができます。

※例えば、災害によって事務処理能力が低下したため、一般課税から簡易課税への変更が必要になった場合や、棚卸資産その他業務用の資産に相当な損害を受け、緊急な設備投資を行うため、簡易課税から一般課税への変更が必要になった場合などに適用。